

「一般事業主行動計画」

育児応援・働きやすい環境プログラム

当社では次世代育成支援対策推進法に基づき以下の行動計画を作成しました。職員の皆さんが仕事と子育ての両立の実現と、子育てをしていない職員の皆さんも含めた全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、3つの目標を掲げました。社内全体での取り組みですので、各種調査等へのご協力をお願いします。

1. 計画期間 平成21年10月1日から平成23年9月30日までの2年間

2. 内 容

目標1 子どもが生まれる女性職員が育児休業取得後に在宅勤務を希望する場合、1年間在宅で勤務できる制度を導入する。

【対策】

- 平成21年9月～：制度の詳細を検討する。
- 平成22年4月～：実施

目標2 平成23年9月までに、小学校に入学するまでの子を持つ職員が、希望する場合に利用できる勤務時間短縮等の措置に準ずる措置を導入する。(短時間勤務の制度、所定外労働をさせない制度、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ制度、フレックスタイム制のうちいずれか1つ以上)

【対策】

- 平成22年4月～：職員の具体的なニーズの調査、制度の詳細を検討する。
- 平成23年4月～：管理職を対象とした研修の実施、掲示板等を活用した周知・啓発の実施

目標3 年次有給休暇の取得促進策として、マイホリデー(結婚記念日、本人・子供・配偶者の誕生日)における休暇の取得を呼びかけ、年次有給休暇を持つ職員のうち、マイホリデーに年次有給休暇を取得した職員数を計画期間内に50%以上にする。

【対策】

- 平成22年4月～：公開し、促進を図る。

平成21年10月1日作成

株式会社 ワークデザイン